

徳島県規則第四十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和五年徳島県規則第三十四号）の
一部を次のように改正する。

「伊藤大輔」を「村上耕司」に改める。

附 則

この規則は、令和六年七月六日から施行する。